

納税環境整備に関する研究会（第2回）議事要旨

日 時：令和5年10月30日（月）15:30～17:20

場 所：財務省 国際会議室 / オンライン

出席者：岡村忠生（座長）、石井夏生利、栗原正明、小山民夫、齋藤誠、佐藤英明、末吉幹久、増井良啓、吉村政穂（敬称略）

株式会社オービックビジネスコンサルタント

堀江監査法人支援室長兼企業成長支援室長

日本商工会議所 鶴岡産業政策第一部課長

竹原商工会議所 田中事務局長兼中小企業相談所長

議事要旨：

- 開会挨拶の後、事務局（財務省主税局）より、「1.（1）社会全体のデジタル化と税務関連情報のデジタル化」について、資料1に基づき説明が行われた。続いて、株式会社オービックビジネスコンサルタント、日本商工会議所及び竹原商工会議所より、それぞれ資料2～4に基づき説明が行われ、意見交換等が行われた。
- 次に、事務局（財務省主税局）より、「1.（2）納税者・税務当局間の手続（申告・納付手続等）のデジタル化」及び「2. 納税におけるコンプライアンスの確保」について、資料1に基づき説明が行われ、意見交換等が行われた。
- メンバーからの主な意見等は以下のとおり。

1. 社会全体及び税務手続のデジタル化の推進

（1）社会全体のデジタル化と税務関連情報のデジタル化

- 交通費の立替払いなど電子インボイスにはなじまない取引も考えられる中、様々なシステムを併存させて多面的にデジタル化を進めることが現実的ではないか。書面での取引が未だ存在しており、全てをAI-OCRで読み込むのは相当労力を要するため、最終的にはデジタル化していくことが理想だが、無理のない形で一つ一つ改善していくことが必要である。
- 今後の方向性について、取引に係る請求書等のデータをやり取りする場を国が提供することが考えられるのではないか。インドや中国といった、他国の成功事例だけでなく失敗事例も参考とし、他国の仕組みを分析することが重要である。
- 中小企業のデジタル化の支援手法については、地域のあり方、例えば町の規模によって異ならざるを得ないのではないか。会計ソフトベンダー、商工会議所のような公益団体や行政等による、地域に応じたベストミックスの支援の在り方も、地域の様相をある程度類型化することで、行政の関与や支援の在り方も見えてくるのではないか。

(2) 納税者・税務当局間の手続（申告・納付手続等）のデジタル化

- 現行のe-Tax上のメッセージボックスのフォルダ機能により事業者内の担当部署間のセキュリティが確保されている部分もあり、事業者が給与情報のマイナポータル連携を行うことは可能なのではないかと。GビズIDとe-Taxとの連携について、内部統制の観点から、現行の仕組みで担保されている部分もあるが、何らかの壁を設けるべき。また、処分通知等の電子化についても同様の観点から、個別のPW等があるとよい。今後、法定調書の電子提出が進められていくことになるが、納税者が税務当局に提出する手続と、税務当局が納税者に通知する手続は区別して考える必要がある。
- GビズIDについて、小規模な事業者でも様々な組織・部署があるため、部署ごとに利用できるとうい。また、e-Tax・eLTAX間の連携が行われれば、更に使い勝手が良くなるのではないかと。
- 処分通知等の到達効は、e-Tax上の納税者の個人ファイルに記録された時点で生ずるものと理解。納税者に対してメールアドレスの登録を必須化することに反対するものではないが、メールが届かない可能性やメールアドレスの登録の必須化に伴うスパムの増加といったセキュリティ上のリスクについても勘案する必要がある。
- 国外の納税者に対する処分通知等の電子交付については、e-Tax上の納税者の個人ファイルに記録し、納税者が閲覧するものであるため、執行管轄権の問題という切り口で論じることは適当か。納税者が訴訟等で争う機会が与えられるかといった実質的な観点についても論点に加えるべき。

2. 納税におけるコンプライアンスの確保

(1) 加算税制度関係

- 前回懸念が示された、課税庁の処分を経ているにもかかわらず重加算税を課すのはいかがなものかという点について、現行の重加算税制度では、仮装・隠蔽に基づき納税申告書を提出していたときが要件となっている。これとの並びで更正請求書の提出を捉えてはどうか。仮装・隠蔽に基づき申告が行われたことが明らかとなり、正しい税額に変更された上で重加算税が課されるところ、当初申告に税額の確定効があったこと自体に着目されているものではないと考えられる。このため、不正に税額の確定が行われることを捉えるのではなく、申告秩序に反する更正請求書の提出が行われたことをもって、重加算税を課すことが考えられるのではないかと。
- 本来であれば更正の請求に係る調査により、不正な還付が行われないようにすることが理想である。他方、更正の請求の処理に係る現状については理解。遅滞なく還付を行うことは当然だが、不正な還付が行われないう、更正の請求に係る調査については引き続き適切に対応いただきたい。

(2) 徴収手続関係

(不正に申告を行った法人の滞納国税の徴収が困難となった事例)

- 第二次納税義務を課す際の限度額について、代表者による法人からの社外流出に係る第二次納税義務告知時の代表者名義の財産の額を上限とするのではなく、代表者による法人からの社外流出の額を上限とすることが適当である。また、不正に関連して支出された不正加担料といったものについても、代表者による移転として第二次納税義務の対象とすることが考えられる。その際、第二次納税義務の対象とする財産の移転の範囲については、代表者の支配する口座への自己のために行う移転や法人税法第五十五条第一項・第二項に該当するような支出など、十分に特定することが適当である。

(保全差押えの解除期間経過により滞納国税を徴収できなかった事例)

- 立法事実がある以上、査察事案のうちの10%を捕捉できない基準を設定するのは心苦しいが、査察調査が2年以内に終了した事案は90%程度であることを踏まえ、保全差押えの解除期間を2年に延長することが適当である。なお、現行の解除期間である6か月から一挙に2年に延長することは、昭和34年の国税徴収法改正以降、保全差押えの解除期間を初めて見直すことに鑑みれば、やむを得ないものと考えられる。
- 査察調査の調査期間の長期化に対応して保全差押え制度の見直しを行う方向性については理解する。保全差押えの解除期間を延長するのであれば、保全差押え以外の保全措置についても平仄をとる必要があるのではないかと。
- 繰上保全差押えの解除期間について、保全差押えの解除期間と同様に査察調査が行われる場合に限っては、2年に延長することが適当である。現行制度は、解除期間の経過までに税額が確定すれば通常の滞納処分に移行し、税額が確定しなければやむを得ず解除するものであり、あまり複雑にならないようにしていただきたい。

(以上)